

**(公財) 武蔵野市福祉公社と(社福) 武蔵野市民社会福祉協議会の
社屋改築事業について(報告)**

(公財) 武蔵野市福祉公社(以下「福祉公社」という。)と(社福) 武蔵野市民社会福祉協議会(以下「市民社協」という。)の社屋改築事業にかかる支援方針等がまとまりましたので、次のとおり報告します。

1 市からの補助金の支出

(1) 補助目的

- ・第六期長期計画・調整計画及び第4期健康福祉総合計画において、地域共生社会に対応するサービス・施設の整備として、「地域共生社会推進の拠点の一つとして両団体に期待される機能と役割を実現する観点から、両団体新社屋建設に係る市の支援のあり方について検討する」等が掲げられている。
- ・両団体における社屋改築事業は、本市における地域共生社会推進の拠点の一つとして、新社屋に「福祉公社と市民社協の新社屋建設検討委員会報告書」の基本方針に示した次の6つの機能が整備される等の高い公共性が認められるため、上記市の各計画に基づき必要な経費について補助を行う。

新社屋の基本的な機能		
①地域福祉活動の拠点	②相談支援の拠点	③生活困窮者の自立支援拠点
④福祉人材確保・育成の拠点	⑤地域の交流拠点	⑥災害時の支援拠点

(2) 補助内容

①補助対象：市民社協が社屋改築事業に関し、金融機関から受ける融資（20年固定・元利均等返済を想定）における元本及び利子の償還額に相当する額

②補助金額：元本（約5億円）及び利子相当額（補助上限額）

【金額の根拠】

社屋改築事業に要する経費（約11億円。設計費等を含む。）について、新社屋の持分比率により、両団体がそれぞれ負担することとする。

市民社協の持分比率については、共有持分にした場合の1/2（5億5千万円）を最大とするため、市民社協の自己資産（5千万円）を差し引いた不足分（5億円）が補助対象となる（所有形態については、区分所有とする検討を行っており、その場合には市民社協の持分は1/2を若干下回る見込み）。

③補助期間：令和8年度から令和27年度までの20年間

④予算措置：令和6年第3回市議会定例会に補正予算の議案を提出し、令和6年度から令和27年度までの22年間で債務負担行為を設定する（予定）。

※社屋改築事業について、市民社協が金融機関から受ける融資の元本及び利子相当額を複数年度にわたり財政的に支援する必要があるため、債務負担行為を設定する。

裏面あり

2 福祉公社・市民社協による社屋改築事業（工事）の事業者選定

- (1) 契約内容：解体工事・新築工事・設備工事一括契約（福祉公社及び市民社協が契約主体）
- (2) 選定方法：公募型プロポーザル方式
- ※工事費が高騰する中、価格競争に加えVE*や工期短縮の提案を受けるために当該方式を採用
- *Value Engineering の略。性能、機能を維持又は向上させつつ、コストダウンを図る方法について、事業者側から施工方法等について技術提案を受け設計や仕様に織り込み、契約に反映させる手法
- (3) 事業者の選定委員会構成委員
- 福祉公社及び市民社協の常務理事職、学識経験者並びに市の技術職（課長級）
- 合計5名を想定

3 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容	
	市	福祉公社・市民社協
令和6年 8月	・厚生委員会行政報告（本日）	・仮社屋へ移転（福祉公社） ・実施設計の完了 （既存社屋解体設計を含む。） ・事業者公募開始 （建設業界紙・両団体ホームページ等）
9月	・補正予算（債務負担行為）議案上程	・仮社屋へ移転（市民社協） ・近隣住民説明
11月		・審査結果通知（優先交渉権者の決定） ・社屋改築事業の工事契約締結
12月		・既存社屋解体工事着工（工期4か月見込み）
令和7年 4月		・新築工事着工（工期13か月見込み）
令和8年 5月		・新社屋竣工、新社屋へ移転・供用開始

※本件補助金に係る補正予算（債務負担行為）議案が可決されなかった場合、本工事（本プロポーザルを含む。）を延期又は中止する旨、両団体と合意済み。

（参考）これまでの経過

時 期	社屋改築事業に係る議会への報告経過
令和4年 12月厚生委員会	福祉公社と市民社協とで設置する新社屋建設検討委員会から、社屋改築事業に係る「中間のまとめ」に関する報告が市にあったため、進捗状況等について報告
令和6年 2月厚生委員会	福祉公社と市民社協の社屋改築事業について、基本設計がまとまった旨の報告が市にあったため、報告